

総務委員会情報連絡

令和8年2月25日

情報連絡事項	頁
1 「足立区人権施策推進懇談会」の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 東京都平和の日及び足立区戦没者・東京大空襲犠牲者合同追悼式 にあわせた啓発事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 区内事業者の実態調査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	5

(総 務 部)

総務委員会情報連絡

令和8年2月25日

件名	「足立区人権施策推進懇談会」の実施について														
所管部課名	総務部 総務課														
内容	<p>人権施策の推進を目的として、有識者等に意見を伺う「足立区人権施策推進懇談会」を、以下のとおり実施する。</p> <p>※ 本懇談会の実施は、今回で2回目。</p> <p>1 今回の懇談会のテーマ 「多文化共生社会の実現に向けて～外国人に関わる人権問題～」</p> <p>2 目的 (1) 区内の外国人人口が増加する中、多文化共生社会の実現に対し「人権の視点（差別・偏見の解消、共生社会の実現）」で、区の現状や課題、取組みについて評価をいただき、全庁に共有のうえ、今後の外国人施策・人権施策に活かしていく。 (2) 令和8年度に多文化共生推進計画の改定を予定しており、懇談会の意見を活かしていく。</p> <p>3 実施時期 令和8年3月18日（水） 10時30分～12時30分</p> <p>4 内容（予定） 多文化共生推進計画の改定に向けた区民意識調査の結果や、外国人との共生に関する庁内PTの協議内容を踏まえたうえで、各項目についてご意見をいただく。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="308 1294 379 1379">No.</th> <th data-bbox="379 1294 719 1379">項目</th> <th data-bbox="719 1294 1457 1379">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="308 1379 379 1585">1</td> <td data-bbox="379 1379 719 1585">言葉の壁</td> <td data-bbox="719 1379 1457 1585">言葉の壁により、コミュニケーションが不足し相互理解が困難となり、互いの人権が尊重されないなど、様々な問題を生じる恐れがあることを踏まえ言葉の壁に関する人権の視点の取り組み等の意見を伺う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 1585 379 1753">2</td> <td data-bbox="379 1585 719 1753">文化・制度の違いの理解</td> <td data-bbox="719 1585 1457 1753">互いの文化・制度について、成り立ちや意味を知らず、制度やマナーを守らないことで、互いの人権を侵害する恐れがある。相互理解を促すための取り組みの意見を伺う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 1753 379 1912">3</td> <td data-bbox="379 1753 719 1912">差別・偏見</td> <td data-bbox="719 1753 1457 1912">外国人・日本人双方に対する差別・偏見を解消するための人権教育・啓発について、より効果的な方法を確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 1912 379 2072">4</td> <td data-bbox="379 1912 719 2072">他自治体の事例等の共有</td> <td data-bbox="719 1912 1457 2072">他自治体や、国、都の先進的な取り組み、動向を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	内容	1	言葉の壁	言葉の壁により、コミュニケーションが不足し相互理解が困難となり、互いの人権が尊重されないなど、様々な問題を生じる恐れがあることを踏まえ言葉の壁に関する人権の視点の取り組み等の意見を伺う。	2	文化・制度の違いの理解	互いの文化・制度について、成り立ちや意味を知らず、制度やマナーを守らないことで、互いの人権を侵害する恐れがある。相互理解を促すための取り組みの意見を伺う。	3	差別・偏見	外国人・日本人双方に対する差別・偏見を解消するための人権教育・啓発について、より効果的な方法を確認する。	4	他自治体の事例等の共有
No.	項目	内容													
1	言葉の壁	言葉の壁により、コミュニケーションが不足し相互理解が困難となり、互いの人権が尊重されないなど、様々な問題を生じる恐れがあることを踏まえ言葉の壁に関する人権の視点の取り組み等の意見を伺う。													
2	文化・制度の違いの理解	互いの文化・制度について、成り立ちや意味を知らず、制度やマナーを守らないことで、互いの人権を侵害する恐れがある。相互理解を促すための取り組みの意見を伺う。													
3	差別・偏見	外国人・日本人双方に対する差別・偏見を解消するための人権教育・啓発について、より効果的な方法を確認する。													
4	他自治体の事例等の共有	他自治体や、国、都の先進的な取り組み、動向を確認する。													

5 懇談会メンバー（予定）

種別	委員名	所属
有識者	永吉 希久子	東京大学社会科学研究所教授 足立区外国人実態調査
有識者	田村 拓	一般社団法人EDAS理事長 東京都多文化共生推進委員会委員
外国人	華 文治（中国）	基本構想外国人グループ 足立区多文化共生推進会議委員長
外国人	趙 錫香（韓国）	外国人支援団体 足立区多文化共生推進会議委員
外国人	チャン ティ ズイ ゴック（ベトナム）	外国語・文化交流ボランティア 足立区多文化共生推進会議委員
外国人	池田 ネニタ （フィリピン）	外国語・文化交流ボランティア 足立区多文化共生推進会議委員
人権擁護委員	森 公任	人権擁護委員（弁護士）
人権擁護委員	宗像 文子	人権擁護委員（元校長）
区職員	茂木 聡直	地域のちから推進部長
区職員	江川 博文	地域調整課長
区職員	秦 章雄	課税課長
区職員	岸柳 直人	企業経営支援課長
区職員	秋元 康裕	教育政策課長
区職員	松野 美幸	総務部長
区職員	松本 一真	総務課長

6 懇談会の運用について

- （1）会議は意見交換を主とした懇談形式とし、総務課が事務局として会議の進行管理を行う。人権侵害事象が発生した場合は、都度実施する。
- （2）忌憚ない意見を伺うため、会議は非公開とする。

7 今後の方針

- （1）アドバイス・意見は、庁議等を通じて全庁に周知したうえで、事業実施所管と共有し、今後の施策や事業に反映する。
- （2）区内で人権侵害事象が発生した際は、本懇談会を相談先とし、迅速かつ的確な対応に備える。

総務委員会情報連絡

令和8年2月25日

件名	東京都平和の日及び足立区戦没者・東京大空襲犠牲者合同追悼式にあわせた啓発事業について
所管部課名	総務部 総務課
内容	<p>東京都平和の日（3月10日）及び、足立区戦没者・東京大空襲犠牲者合同追悼式（4月13日）にあわせて、戦争資料やパネルの展示、図書館における関連図書の特集棚設置により、戦争の悲惨さや平和の尊さについて啓発を行う。</p> <p>1 戦争資料・パネル展示</p> <p>（1）概要 郷土博物館に保管されている東京大空襲に関する戦争資料やパネルを区役所アトリウム、足立区戦没者・東京大空襲犠牲者合同追悼式会場ロビーに展示する。</p> <p>（2）日程・場所 ア 3月10日（火）～4月12日（日） 足立区役所アトリウム イ 4月13日（月） 庁舎ホールロビー（追悼式会場）</p> <p>2 関連図書特集棚の設置</p> <p>（1）概要 各地域図書館において、東京大空襲や平和に関する図書特集棚を設置する（中央図書館では啓発パネルを展示）。</p> <p>（2）日程 3月1日（日）～4月13日（月） ※ 各館で一部休館あり</p>

総務委員会情報連絡

令和8年2月25日

件名	区内事業者の実態調査結果について																														
所管部課名	総務部 契約課																														
内容	<p>令和5年度から、外部委託を活用し、工事契約の入札参加を希望する区内の新規登録事業者と既存事業者に対して、委託先の調査員が、事前予告なしに事務所を訪問し、営業実態の調査を実施している。</p> <p>区内事業者の実態調査の実施結果について、以下のとおり情報提供する。</p> <p>1 調査項目</p> <p>(1) 営業事務所の設置確認 登録住所に営業事務所があるか、表札や郵便ポストの設置等で確認。</p> <p>(2) 事務スペースの有無 営業事務所内に事務スペースがあるか、机やパソコン等の設置状況を確認。</p> <p>2 実態調査実績</p> <p>区内事業者認定数 292件（令和7年12月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="434 1077 1481 1547"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>実施結果</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>調査実施数</td> <td>175件</td> <td>171件</td> <td>139件</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>実態が確認できた事業者</td> <td>174件</td> <td>163件</td> <td>95件</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>未更新により期限切れとなった事業者</td> <td>0件</td> <td>8件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>実態が確認できず認定しなかった事業者</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>調査中</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>44件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和7年度は令和7年12月末までの実施結果</p> <p>2 今後の方針</p> <p>(1) 新規登録事業者は、登録初年度、登録2年目に連続して実態調査を実施していく（令和7年度19件/139件）。</p> <p>(2) 既存事業者に対しては、区内事業者の実態は常に流動的であることを考慮し、原則3年に1回平準化して調査を実施する（令和7年度120件/139件）。</p> <p>(3) 調査中の44件は、2月末までに訪問を終了させ、不在等により、営業実態が確認できなかった事業者は、令和8年度に再調査を実施する。</p> <p>(4) 営業実態に疑義が生じた事業者には、随時調査を実施することとし、必要に応じて区職員が調査する。</p> <p>(5) 実態調査の実施体制や調査方法等については、費用対効果の観点からも、継続的に見直しを検討していく。</p>	No.	実施結果	令和5年度	令和6年度	令和7年度	①	調査実施数	175件	171件	139件	②	実態が確認できた事業者	174件	163件	95件	③	未更新により期限切れとなった事業者	0件	8件	0件	④	実態が確認できず認定しなかった事業者	1件	0件	0件	⑤	調査中	-	-	44件
No.	実施結果	令和5年度	令和6年度	令和7年度																											
①	調査実施数	175件	171件	139件																											
②	実態が確認できた事業者	174件	163件	95件																											
③	未更新により期限切れとなった事業者	0件	8件	0件																											
④	実態が確認できず認定しなかった事業者	1件	0件	0件																											
⑤	調査中	-	-	44件																											